

議案参考資料

[令和元年第4回定例会(12月)]

[担当課(室)係]

観光交流課 観光・物産係

議案名

議案第72号 桐生市観光情報センターの設置及び管理に関する条例案

趣旨・目的

桐生市を訪れる観光客等に対して的確な情報提供を行うとともに、公民連携で観光によるまちづくりを推進するため、桐生市観光情報センターを開設するに当たり、設置及び管理に関し必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものです。

概要

本条例で次の事項等を定めます。

1 設置目的 (第1条)	本市を訪れる観光客等に対して的確な情報提供を行うとともに、公民連携で観光によるまちづくりを推進すること。
2 名称及び場所 (第2条)	名称：桐生市観光情報センター 場所：桐生市本町五丁目354番地（群馬銀行桐生支店敷地内）
3 事業内容 (第3条)	①市民及び観光客への観光情報の提供及び観光振興業務 ②特産品及び工芸品等の展示、販売促進に関する事業 ③その他市長が必要と認める事業
4 開館時間等 (第4条)	開館時間：午前9時から午後6時まで 休館日：12月29日から翌年の1月3日まで

(施行期日：令和2年2月1日)

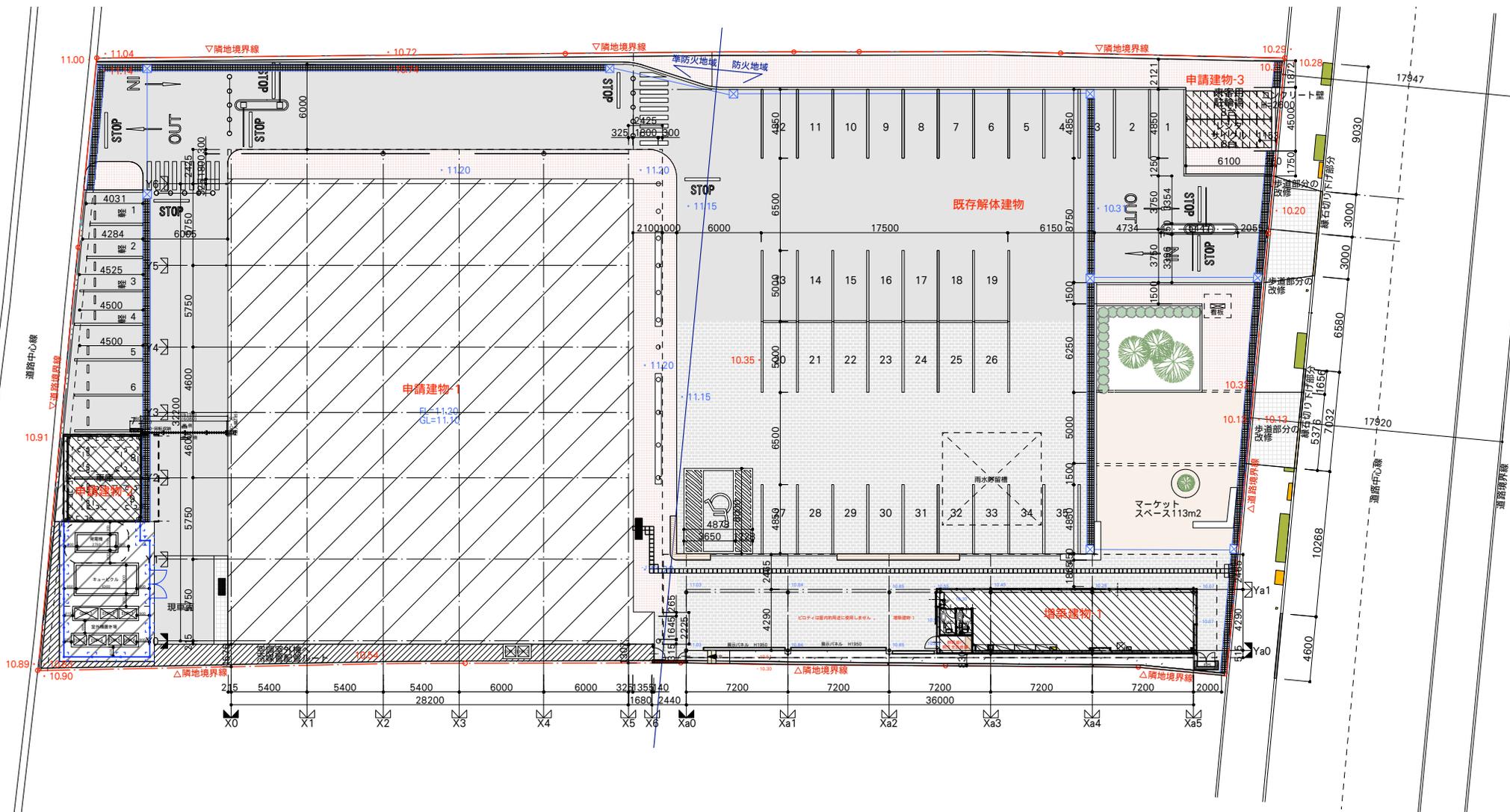
背景・経過

群馬銀行桐生支店の建替えに伴い、群馬銀行から市に対して桐生支店敷地内に建設する建物を行政施策において活用できないかとの提案があり、公民連携による観光まちづくりの拠点として位置づけ、同地に観光情報センターを開設することとしたものです。

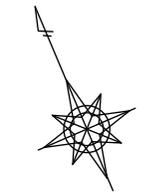
本施設においては、市職員を常駐させ観光振興業務の一部を行うとともに、新たに、地域おこし協力隊を活用した物産販売業務や観光案内業務を行い、中心商店街の活性化や市内周遊観光の促進による観光振興を図ろうとするものです。なお、物産販売業務については、プロポーザル方式により、委託事業者を決定する予定です。

参考資料

①敷地内配置図、②建物平面図……別添のとおり

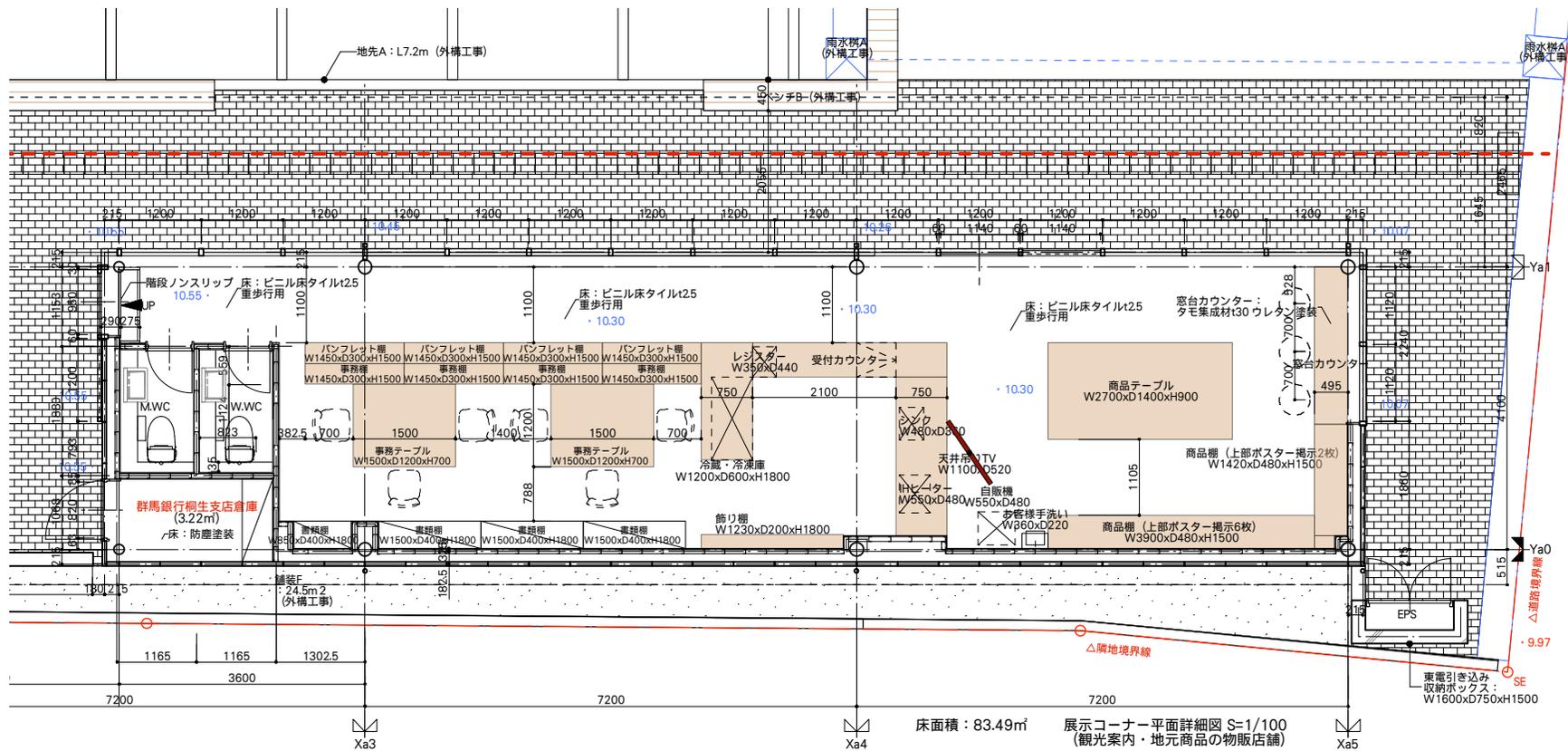


①敷地内配置図



配置図 S=1/400

- 凡例
- 隣地境界線
 - 道路境界線
 - ▨ 既存解体建物を示す
 - ▨ 申請建物を示す
 - ▨ 増築計画建物を示す
- ※_の数字は建物設計GLからの高さを示す(設計FL+100-BM±0)



②建物平面図